

派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

現状

- 非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整は、昨年10月から本年6月までに実施済み又は実施予定として把握されたものは、全国で3,253事業所、207,381人（うち派遣労働者は132,458人（構成比：63.9%））となっており、うち、労働者派遣契約の中途解除によるものは59,875人となっている。
- このように、労働者派遣契約の中途解除の状況は深刻であり、労働者派遣法改正案の早期成立と合わせ、派遣労働者保護のための早急な対応が必要。

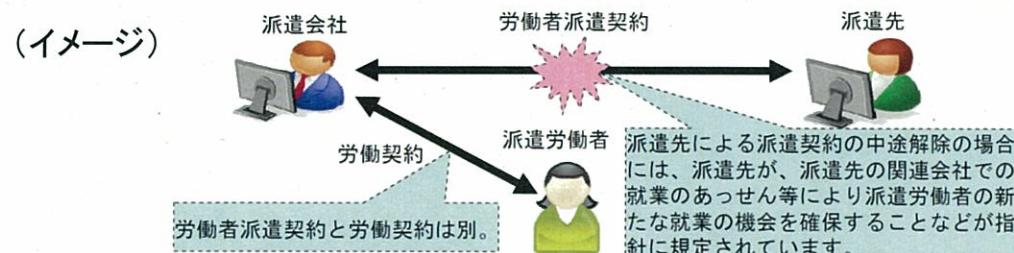
施策の概要

(1) 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保

派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償が必要である旨を指針に明記。（3月31日）

(2) 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保

派遣元に対して、違法解雇の防止、休業手当の支払の徹底等



(3) 製造業務派遣に対する重点監督の実施

(4) 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

適切な雇用管理を行えない派遣会社に対する規制を強化するため、労働者派遣事業の許可要件を厳格化。

資産要件：「1,000万円」→「2,000万円」

現金・預金要件：「800万円」→「1,500万円」 等 ※5月18日要領改正（適用期日 新規許可：10月1日、許可更新：平成22年4月1日）